



三重県公報

令和7年3月31日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
29	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	2
30	三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(健 康 推 進 課)	7
31	植物防疫法施行細則の一部を改正する規則	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	10
32	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	11

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十九号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 条例第六条の二第二項の表第三号の項に規定する規則で定める事務は、自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、調査に関するもの(県税事務所長が行うものに限る。)、納税の猶予に関するもの、<u>納税通知書発付後の県税事務所長が行う交付要求、繰上徴収及び繰上差押えに関するもの(県税事務所長が行う督促状発付を含む。)</u>、繰上徴収をした当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>(申告書及び申出書)</p>	<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 条例第六条の二第二項の表第三号の項に規定する規則で定める事務は、自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、調査に関するもの(県税事務所長が行うものに限る。)、納税の猶予に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>(申告書及び申出書)</p>
<p>第三十五条 条例第六十五条第一項の規定により不動産を取得した者が提出すべき申告書並びに条例第六十条第四項及び第六十八条第五項に規定する申告は、第四十二号様式による。</p> <p>2 条例第五十六条第七項の規定による補正を申し出る場合の申出書は、第四十二号様式の二による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(申告期限の特例)</p>	<p>第三十五条 条例第六十五条第一項の規定により不動産を取得した者が提出すべき申告書並びに条例第六十条第四項及び第六十八条第四項に規定する申告は、第四十二号様式による。</p> <p>2 条例第五十六条第六項の規定による補正を申し出る場合の申出書は、第四十二号様式の二による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(申告期限の特例)</p>
<p>第三十五条の二 条例第六十条第四項及び第六十八条第五項に規定する「知事が別に定める日までの間」は、「その事由がやんだ日から六十日以内」とする。</p> <p>(市町長の不動産の価格等の通知)</p>	<p>第三十五条の二 条例第六十条第四項及び第六十八条第四項に規定する「知事が別に定める日までの間」は、「その事由がやんだ日から六十日以内」とする。</p> <p>(市町長の不動産の価格等の通知)</p>
<p>第三十六条 法第七十三条の十八第四項の規定による不動産の取得の事実の通知及び条例第六十七条の規定による固定資産課税台帳に登録された価格等の通知は、第四十二号様式の不動産取得通知書によるものとする。</p> <p>(土地に対する減額等の申請書)</p>	<p>第三十六条 法第七十三条の十八第三項の規定による不動産の取得の事実の通知及び条例第六十七条の規定による固定資産課税台帳に登録された価格等の通知は、第四十二号様式の不動産取得通知書によるものとする。</p> <p>(土地に対する減額等の申請書)</p>
<p>第三十八条 条例第六十八条第七項、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第一項の規定により提出する減額申請書、条例第七十一条の四第一項若しくは第七十一条の五第一項の規定により提出する免除申請書又は条例第七十一条第二項、第七十一条の二第</p>	<p>第三十八条 条例第六十八第五項、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第一項の規定により提出する減額申請書、条例第七十一条の四第一項若しくは第七十一条の五第一項の規定により提出する免除申請書又は条例第七十一条第二項、第七十一条の二第</p>

六項、第七十一条の三第六項若しくは第七十一条の四第六項の規定により提出する徴収金の還付申請書は、第四十五号様式による。

六項、第七十一条の三第六項若しくは第七十一条の四第六項の規定により提出する徴収金の還付申請書は、第四十五号様式による。

第二十二号様式の二(その二)中「同条例附則第14条、同条例附則第14条の2」を「同条例附則第14条」に、「同条例附則第14条の2の2」を「同条例附則第14条の2の3」に改める。

第四十号様式を次のように改める。

第40号様式（第31条関係）

（表）

法人開設申告書		※処理欄		電算登録	納税者番号
受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て 三重県県税条例第45条第1項の規定により、申告します。	(フリガナ) 法人名				
	法人番号				
	本店所在地	〒	電話 () -		
	(フリガナ) 代表者氏名				
	この申告に应答する者	氏名	電話 () -		
送付先 ・ 連絡先	<input type="checkbox"/> 本店所在地 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> その他	〒	ビル名、室名、号室等 電話 () -		
開始年月日	年 月 日 (本店所在地が三重県の場合のみ)	設置年月日	年 月 日 (本店所在地が三重県以外の場合のみ)		
資本金の額	円	事業の種類	<input type="checkbox"/> 製造業 (具体的に 業) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に 業)		
資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	円		公益法人等で ある場合 <input type="checkbox"/> 収益事業を行う。 <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない。		
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円		一般社団法人 又は一般財団 法人である <input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> 非営利型法人以外場合		
資本金等の額	円				
事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日	事務所等の所在県数	<input type="checkbox"/> 三重県内のみに事務所等がある。 <input type="checkbox"/> 三重県以外の都道府県にも事務所等がある。 (事務所等が所在する 都道府県の数: 県)		
申告期限の延長の有無	事業税 有無 . . から 月間 県民税 有無 . . から 月間				
県内事業所の名称及び所在地		名称			
		所在地	電話 () -		
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人 2 合併により設立とした法人 3 新設分割により設立した法人 (<input type="checkbox"/> 分割型 <input type="checkbox"/> 分社型 <input type="checkbox"/> その他) 4 その他 ()				
設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称又は分割法人の名称	左の住所又は本店所在地			
設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分	適格・その他 (年 月 日)	グループ通算制度	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		
開始又は設置した法人が通算子法人である場合	通算親法人名			適用開始事業年度	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
	通算親法人の本店所在地	電話 () -			
添付書類等	1 定款、規約、寄附行為等の写し 2 登記事項証明書の写し 3 合併契約書の写し (合併による場合) 4 分割契約書の写し (会社分割による場合) 5 グループ通算に関する法人税の届出書類等の写し 6 その他 ()				
関与税理士	氏名	所在地	電話 () -		

注 記載要領については裏面によります。

(裏)

法人開始・設置申告書の記載要領

新たに法人を設立した場合又は三重県に支店等を設置した場合には、その設立の日以後30日以内にこの申告書を所管県税事務所に提出しなければならないことになっています。下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、添付書類を添えて提出してください（既に設立又は設置の申告をしている法人が、申告内容を変更し、又は廃止する場合は、「法人変更・廃止申告書」を使用してください）。

なお、提出にあたっては、この申告書1通（控えが必要な場合は2通）と、次の書類を1通添付して提出してください。

- 1 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
- 2 設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本の写し
- 3 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
- 4 分割により法人を設立した場合における分割契約書の写し

（各欄の記載方法）

- 1 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記入し、「本店所在地」欄には、登記上の本店の所在地を記載してください。
- 2 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。
- 3 「送付先・連絡先」欄には、該当する口には \blacktriangleright 点を付し、当該所在地を記載してください。なお、本店所在地を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。
- 4 新たに法人を設立した場合には、「開始年月日」欄に登記簿に記載されている設立登記年月日を記載してください。県内に支店等を設置した場合には、「設置年月日」欄に設置した年月日を記載してください。

（注）合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

- 5 「資本金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」欄には、資本金の額又は出資金の額及び資本剰余金の額（これらに準ずる金額を含みます。）の合計額を記載し、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」欄には、資本金の額及び資本準備金の額の合計額を記載し、「資本金等の額」欄には、地方税法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額を記載してください。
- 6 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- 7 「申告期限の延長の有無」欄には、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）並びに法人税法第75条の2（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けているときは、「有」を○で囲み、承認を受けた事業年度及び延長月数を記載してください。なお、申告期限の延長には別途手続が必要です。
- 8 「事業の種類」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。「公益法人等である場合」欄は、地方税法第24条第5項に規定する公益法人等が記載してください。また、「一般社団法人又は一般財団法人である場合」欄の「非営利型法人」とは、法人税法第2条第9号の2に規定する法人をいいます。非営利型法人に該当するときは、「公益法人等である場合」欄で収益

事業の有無についても記入してください。

- 9 「事務所等の所在県数」欄は、該当する□に \blacktriangleright 点を付してください。「三重県以外の都道府県にも事務所等がある。」を選択した場合は、事務所等が所在する都道府県の数（三重県を含みます。）を記載してください。
- 10 「県内事業所の名称及び所在地」欄には、その名称及び所在地を記載してください。
- 11 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当するときは「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当するときは「分社型」又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものであるときは「その他」のそれぞれの□に \blacktriangleright 点を付してください。

なお、1から3までを選択した場合は、「設立の形態が1から3までである場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人又は分割法人の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名及び住所又は合併により消滅した法人若しくは分割法人の名称及び本店所在地を記載してください。

また、1を選択した場合は、別途「事業開始等申告書（個人事業税）」による個人企業の廃止申告が必要です。
- 12 「設立の形態が合併又は分割の場合の適格区分」欄には、「設立の形態」欄で2又は3を選択した場合に、その合併又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当するときは「適格」、該当しないときは「その他」の文字を○で囲み、合併期日又は分割期日を記載してください。
- 13 「グループ通算制度」欄は、法人税法第64条の9の承認を受ける通算法人である場合は、該当する□に \blacktriangleright 点を付してください。

なお、通算法人である場合には、別途「法人税に係るグループ通算制度の適用に関する報告書」を提出する必要があります。
- 14 「開始又は設置した法人が通算子法人である場合」欄は、開始又は設置と同時に通算子法人となった場合にのみ記載してください。
- 15 「添付書類等」欄には、この申告書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 16 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- 17 ※印欄は、県税事務所の処理欄ですので記載しないでください。

第四十二号様式中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第四十三号様式中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

第四十五号様式及び第四十六号様式中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、「本人の健康保険証」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十五条第一項及び第二項、第三十五条の二、第三十六条並びに第三十八条の改正規定並びに第四十三号様式の改正規定 公布の日

二 第二十三号様式の二(その二)の改正規定(同条別添則第14条の2の2)を「同条別添則第14条の2の3」に改める部分に限る。 令和八年四月一日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申告書等は、この規則による改正後の三重県税条例施行規則に基づいて提出された申告書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十号

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県歯科技工士修学資金貸与規則(平成二十一年三重県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 指定機関 法第二条第三項に規定する歯科技工所(以下「 <u>歯科技工所</u> 」という。)で、法第二十一条第一項に規定する三重県知事又は四日市市長に届出のあるもの並びに医療法(昭和二十三年法律第 <u>二百五号</u>)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち、 <u>歯科技工所と同程度の構造設備を有する歯科技工室を設置し、かつ、歯科技工に係る実務経験を五年以上有する者が在籍する病院及び診療所で、県内にあるものをいう。</u>	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 指定機関 法第二条第三項に規定する歯科技工所で、法第二十一条第一項に規定する三重県知事又は四日市市長に届出のある <u>歯科技工所</u>

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第15条関係）

歯科技工士修学資金返還免除申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 三重県知事 宛て 住 所 氏 名 電話番号 歯科技工士修学資金の返還免除を受けたいので、次のとおり申請します。		
貸与を受けた者の修学生番号及び氏名		
貸与を受けた期間	年 月 日 から	箇月間
	年 月 日 まで	
返還未済の修学資金の額	円	
免除を受けようとする額	円	
歯科技工士として業務に従事した県内の指定機関の名称及び在職期間	名 称	在職期間
	箇月間	
歯科技工士の免許を取得した年月日	年 月 日	
死亡又は免職についての事実		
死亡又は免職の年月日	年 月 日	
休職又は停職の有無又は期間		
備考 添付書類 1 在職に関する事項を証する書面 2 免許取得に関する事項を証する書面 3 休職又は停職の有無及び期間を証する書面 4 従事した指定機関が病院又は診療所の場合、当該指定機関の歯科技工設備の概要及び実務経験5年以上の歯科技工士の在籍を証する書面 5 その他事実を証する書面		

第5号様式（第15条関係）

歯科技工士修学資金返還猶予申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>		
三重県知事 宛て <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 修学生番号 () 住 所 氏 名 電話番号 </div>		
歯科技工士修学資金の返還猶予を受けたいので、次のとおり申請します。		
貸与を受けた期間	年 月 日 から <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black;"/> 年 月 日 まで	箇月間
返還未済の修学資金の額	円	
猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	箇月間
猶予を受けようとする理由 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○ 規則第13条による当然猶予を受けようとするときは、在学する養成施設の名称を記入すること。 ○ 規則第14条第1号による裁量猶予を受けようとするときは、在職する指定機関の名称を記入すること。 </div>		
備 考 添付書類 1 在職又は在学を証する書面 2 歯科技工士の免許取得を証する書面 3 災害、疾病、その他の理由により猶予を受けようとするときは、それを証する書面 4 在職する指定機関が病院又は診療所の場合、当該指定機関の歯科技工設備の概要及び実務経験5年以上の歯科技工士の在籍を証する書面		

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県菌科技工士修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において返還期日の到来していない修学資金について適用し、施行日前に返還期日の到来した修学資金については、なお従前の例による。

植物防疫法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十一号

植物防疫法施行細則の一部を改正する規則

植物防疫法施行細則（昭和三十二年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（病害虫防除員の任命）</p> <p>第二条 病害虫防除員は、市町長、農業協同組合長又は農業共済組合長（以下「市町長等」という。）の推薦により知事が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（病害虫防除員の任務）</p> <p>第五条 病害虫防除員は、防除所長の指示に従い、その担当する市町内の病害虫防除事業に関し、次の事務に従事するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 病害虫の発生状況を巡視し、発生予察の情報を集め警報等の伝達その他必要な事項を行うこと（次条において「発生予察調査」という。）。</p> <p>三 （略）</p> <p style="text-align: center;">（発生予察調査の委託）</p> <p>第六条 防除所長は、前条第二号の規定により病害虫防除員が行う発生予察調査の一部を農業協同組合その他職務が遂行可能な組織に委託することができる。</p> <p>第七条・第八条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（病害虫防除員の任命）</p> <p>第二条 病害虫防除員は、市町長、農業協同組合長、農業共済組合長又は農業共済組合事務組合長（以下「市町長等」という。）の推薦により知事が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（病害虫防除員の任務）</p> <p>第五条 病害虫防除員は、防除所長の指示に従い、その担当する市町内の病害虫防除事業に関し、次の事務に従事するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 病害虫の発生状況を巡視し、発生予察の情報を集め警報等の伝達その他必要な事項を行うこと。</p> <p>三 （略）</p> <p>第六条・第七条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（防除計画）</p> <p>第八条 防除所長は、法第二十四条第五項の規定により、知事が防除計画を告示した時は、直ちに市町別防除計画をたてるとともに、その実勢細目を市町長に指示しなければならない。</p> <p>2 防除所長は、前項の規定により防除計画を指示したときは、その結果を知事に報告するとともに、中央農業改良普及センター所長、その地域を所管する農林水産事務所、農林事務所又は農政事務所の長、病害虫防除員及びその他の関係者に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（防除勧告）</p> <p>第九条 防除所長は、市町における病害虫防除の実施方法が適当でないと認めたときは、その市町長に対し、完全な防除を実施させるため必要な勧告をすることができる。</p> <p>第十条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（事業報告）</p>

第十条 防除所長は、病虫害防除所の事業概要及び諸調査の結果を知事に報告しなければならない。

第十一条 防除所長は、別に定めるところにより、病虫害防除所の事業概要及び諸調査の結果を知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項の規定による完了検査申請書、法第十八条第二十項の規定による工事完了通知書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書及び法第十八条第二十八項の規定による特定工程工事終了通知書（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。</p> <p>(工事の取りやめ)</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。</p> <p>(工事の取りやめ)</p>
<p>第六条 (略)</p> <p>2 指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第一項又は法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知つたときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。</p> <p>(記載事項等の変更)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知つたときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。</p> <p>(記載事項等の変更)</p>
<p>第七条 (略)</p> <p>2 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けた</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>2 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事</p>

建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第三条の五第三項各号又は省令第八条の二第七項各号に定める書類の記載事項に変更があつたことを知つたときは、報告事項変更報告書（第四号様式の二）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する変更について、法第六条第四項、法第六条の二第二項、法第十八条第三項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前二項の規定は適用しない。

（完了検査申請書に添付する書類）

第八条の二 省令第四条第一項第六号（省令第四条の四の二又は省令第八条の二の二で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、知事が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあつては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

一・二（略）

別表第一（第二条関係）

区分	(い) 建築主事が行う事務	(ろ) 所 管区 域	(は) 建築 主事の 所属
一	(一) (略) (二) 法第六条の三第二項ただし書の規定又は法第十八条第五項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準により計画された建築物に係る法第六条第一項の規定による確認又は法第十八条第二項の規定による通知（省令第三条の十三第二項の規定により法第六条の三第一項ただし書の規定による審査を行うことを公表していない場合であつて、建設事務所の建築主事が法第六条の三第一項ただし書の規定による建築主事でないときの当該建設事務所に係る確認又は通知及び前号に掲げる事務を除く。）	三重県全域 (津市、四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。)	三重県県土 整備部
(三)	(略)		

が完了する前に、省令第三条の五第三項各号に定める書類の記載事項に変更があつたことを知つたときは、報告事項変更報告書（第四号様式の二）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する変更について、法第六条第四項、法第六条の二第二項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前二項の規定は適用しない。

（完了検査申請書に添付する書類）

第八条の二 省令第四条第一項第六号（省令第四条の四の二で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、知事が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあつては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

一・二（略）

別表第一（第二条関係）

区分	(い) 建築主事が行う事務	(ろ) 所 管区 域	(は) 建築 主事の 所属
一	(一) (略) (二) 法第六条の三第一項ただし書の規定又は法第十八条第四項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準により計画された建築物に係る法第六条第一項の規定による確認又は法第十八条第二項の規定による通知（省令第三条の十三第二項の規定により法第六条の三第一項ただし書の審査を行うことを公表していない場合であつて、建設事務所の建築主事が法第六条の三第一項ただし書の建築主事でないときの当該建設事務所に係る確認又は通知及び前号に掲げる事務を除く。）	三重県全域 (津市、四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。)	三重県県土 整備部
(三)	(略)		

二	(一) (略)	桑名郡 員	三重県桑名
	(二) 法第七條第四項、法第七條の三第四項並びに	丹波郡 いな	建設事務所
	法第十八條第二十一項及	三重郡 龜	三重県四日
	び第二十九項（これらの	山市	市建設事務
	規定を法第八十七條の四		所
	及び法第八十八條におい	多気郡	三重県松阪
	て準用する場合を含む。）		建設事務所
	の規定による検査	度会郡 伊	三重県伊勢
	(三) 法第七條の六第二項	勢市	建設事務所
	第二号及び法第十八條第	鳥羽市 志	三重県志摩
	三十八項第二号の規定に	摩市	建設事務所
	よる認定	伊賀市 名	三重県伊賀
		張市	建設事務所
	北牟婁郡	三重県尾鷲	
	尾鷲市	建設事務所	
	南牟婁郡	三重県熊野	
	熊野市	建設事務所	

二	(一) (略)	桑名郡 員	三重県桑名
	(二) 法第七條第一項、法第七條の三第二項並びに	丹波郡 いな	建設事務所
	法第十八條第十七項及び	三重郡 龜	三重県四日
	第二十項（これらの規定	山市	市建設事務
	を法第八十七條の四及び		所
	法第八十八條において準	多気郡	三重県松阪
	用する場合を含む。）の		建設事務所
	規定による検査	度会郡 伊	三重県伊勢
	(三) 法第七條の六第一項	勢市	建設事務所
	第二号及び法第十八條第	鳥羽市 志	三重県志摩
	二十四項第二号の規定に	摩市	建設事務所
	よる認定	伊賀市 名	三重県伊賀
		張市	建設事務所
	北牟婁郡	三重県尾鷲	
	尾鷲市	建設事務所	
	南牟婁郡	三重県熊野	
	熊野市	建設事務所	

第四号様式の二中「第6条の2第5項」を「第6条の2第5項 第18条第18項」に改める。

第十号様式の四中「第18条第18項」を「第18条第18項」に改める。

第二条 建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項の規定による完了検査申請書、法第十八条第二十項の規定による工事完了通知書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書及び法第十八条第二十八項の規定による特定工程工事終了通知書（これらの規定を法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七條の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七條の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七條の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。</p> <p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第八条の三 省令第四条の八第一項第四号（省令第四条</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項の規定による完了検査申請書、法第十八条第二十項の規定による工事完了通知書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書及び法第十八条第二十八項の規定による特定工程工事終了通知書（これらの規定を法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、<u>法第六条の二</u>第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る<u>法第十五条第一項の規定による届書</u>、法第七十七條の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七條の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七條の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。</p> <p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第八条の三 省令第四条の八第一項第四号（省令第四条</p>

の十一の二で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(第五号様式の二)によるほか知事が必要と認める図書(法第六条第一項第三号に規定する建築物にあつては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

一〇六 (略)
(建築物の定期報告)

第九条 (略)

二〇四 (略)

5) 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十二号)第二の規定により規則で付加する調査項目等は、次の表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	(イ) 調査項目	(ロ) 調査の方法	(ハ) 判定基準
	建築物の内部	防火設備(防火シャッター、その他これらに類するもの)の常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要な防火扉)の閉鎖又は作動の状況(含める物品の設置並びに照明器具及び懸垂物等の状況)	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」といふ)により確認する。
この表において同じ。	常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
この表において同じ。	常閉防火扉の扉、枠及び金	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能

の十一の二で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(第五号様式の二)によるほか知事が必要と認める図書(法第六条第一項第四号に規定する建築物にあつては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

一〇六 (略)
(建築物の定期報告)

第九条 (略)

二〇四 (略)

			物の劣化及び損傷の状況		又は遮煙性能（政令第百十 二条第十九項 第二号に規定 する特定防火 設備又は防火 設備に限る。） に支障がある こと。
			常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
			人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュアップゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）第二第一号の規定に適合しないこと。
		居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	特別避難階段	階段室又は階段	階段室又は階段の主要な排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

非常用エレベータ	昇降路又は	各階の主要な排煙設備の作動を動しないこと。	排煙設備が作
	ビルの排煙設備の作動の状況	確認する。	
非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置が作動しないこと。	非常用の照明
	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条の規定（第三条の改正規定及び第八条の三の改正規定に限る。） 令和七年四月一日
 - 二 第二条の規定（第三条の改正規定及び第八条の三の改正規定を除く。） 令和七年七月一日

(経過措置)

- 2 前項第二号の規定による施行の日（次項において「第二号施行日」という。）前に建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第九百七十四号）による改正前の建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の規定による調査結果表（別記第一号）により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二号施行日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定より行われた調査については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
